

扶桑町地域生活支援拠点等整備事業実施要綱

(趣旨)

**第1条** この要綱は、障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針（平成29年厚生労働省告示第116号）の規定に基づき、障害者等が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、地域における複数の事業者でその機能を分担して支援を行う体制（以下「地域生活支援拠点等」という。）の整備を推進し、障害者等の生活を地域全体で支えるサービス提供体制の整備を図るため、必要な事項を定めるものとする。

(実施主体)

**第2条** 地域生活支援拠点等において実施する事業（以下単に「事業」という。）の実施主体は、扶桑町とする。ただし、事業の全部又は一部を第5条第3項の登録事業所又は適切な事業運営ができると認める社会福祉法人等に委託することができる。

(対象者)

**第3条** 事業の対象となる者は、障害者等のうち次に掲げるものとする。

- (1) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。）第19条の規定により町長が介護給付費等の支給決定を行うこととなる者及びその保護者
- (2) その他町長が特に必要と認める者

(事業内容)

**第4条** 事業は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 障害の特性に起因して生じた緊急の事態等に必要なサービスのコーディネート及び相談
- (2) 障害者等の介護を行う者の疾病時又は障害者等の緊急時の受入れ及び対応
- (3) 福祉施設から地域生活への移行、親元からの自立等に当たってのひとり暮らしの体験の機会及び場の提供
- (4) 専門的な対応に係る体制の確保及び専門的な人材の養成
- (5) 障害者等の様々なニーズに対応できるサービス提供体制の確保及び地域の社会資源の連携体制の構築等

(申請等)

**第5条** 事業を実施しようとする者（以下「申請者」という。）は、扶桑町地域生活支援拠点等事業所登録申請書（様式第1）を町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項の申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは扶桑町地域生活支援拠点等事業所登録通知書（様式第2）を、不相当と認めるときはその旨を記載した書面を申請者にそれぞれ交付するものとする。

3 町長は、前項の登録をした事業所（以下「登録事業所」という。）を扶桑町地域生活支援拠点等の機能を担う事業所に係る名簿に記載し、管理するものとする。

4 登録事業所は、当該事業所の定める運営規程に地域生活支援拠点等の機能を担う旨を規定し、当該運営規程の写しを町長に提出しなければならない。

5 登録事業所は、実施した事業の内容に係る記録を作成の上、5年間保存し、町長から請求があった場合には、当該記録に係る書類を提出しなければならない。

（登録の変更等）

**第6条** 登録事業所は、登録に係る事業所の名称、所在地等に変更があったときは扶桑町地域生活支援拠点等事業所登録変更届出書（様式第3）を、登録に係る事業を廃止し、休止し、又は再開したときは扶桑町地域生活支援拠点等事業所廃止・休止・再開届出書（様式第4）を遅滞なく町長に届け出るものとする。

（遵守事項）

**第7条** 登録事業所は、事業の実施に当たっては、障害者等及びその家族の権利擁護に十分留意しなければならない。

（委任）

**第8条** この要綱に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

#### 附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

様式第 1 (第 5 条関係)

扶桑町地域生活支援拠点等事業所登録申請書

年 月 日

扶桑町長 様

申請者 所在地

(設置者) 名 称

代表者

印

扶桑町の地域生活支援拠点等の機能を担う事業所としての登録をしたいので、下記のとおり関係書類を添えて申請します。

記

申請者 (設置者)	(フリガナ) 名 称				
	主たる事業所 の所在地	(〒 - )			
	連絡先	電話番号		FAX 番号	
登録を受けようとする事業所	(フリガナ) 名 称				
	事業所番号				
	事業所(施設) の所在地	(〒 - )			
	連絡先	電話番号		FAX 番号	
		メールアドレス			
	地域生活支援 拠点等として 担う機能	<input type="checkbox"/> ① 相談 <input type="checkbox"/> ② 緊急時の受け入れ・対応 <input type="checkbox"/> ③ 体験の機会・場 <input type="checkbox"/> ④ 専門的人材の確保・養成 <input type="checkbox"/> ⑤ 地域の体制づくり			
	開始予定年月日	年 月 日			

添付書類 事業所指定通知の写し、運営規程、勤務体制及び勤務永代一覧表

(運営規程については地域生活支援拠点の〇〇の機能を担う旨を記載すること)

### 様式第2（第5条関係）

#### 扶桑町地域生活支援拠点等事業所登録通知書

第      号  
年      月      日

所在地

名称

代表者氏名                  様

扶桑町長                                  印

年      月      日付けで申請のあった地域生活支援拠点等について、下記の機能を担う事業所として登録したので通知します。

（フリガナ） 名 称			
事業所番号			
主たる事業所の所在地	（〒          -          ）		
連絡先	電話番号		FAX 番号
	メールアドレス		
地域生活支援拠点等として担う機能	<input type="checkbox"/> ① 相談 <input type="checkbox"/> ② 緊急時の受け入れ・対応 <input type="checkbox"/> ③ 体験の機会・場 <input type="checkbox"/> ④ 専門的人材の確保・養成 <input type="checkbox"/> ⑤ 地域の体制づくり		
登録年月日	年      月      日		

（備考）

様式第3 (第6条関係)

扶桑町地域生活支援拠点等事業所登録変更届出書

年 月 日

扶桑町長 様

申請者 所在地  
(設置者) 名 称  
代表者

扶桑町地域生活支援拠点等整備事業実施要綱第6条の規定に基づき、次のとおり登録内容を変更したので届け出ます。

登録内容を変更 した事業所	名 称	
	所在地	
変更があった事項		変更の内容
1	申請者（設置者）の名称	(変更前)
2	申請者（設置者）の主たる 事業所の所在地、連絡先	
3	代表者の職・氏名、住所	
4	事業所（設置）名称	(変更後)
5	事業所（施設）所在地、 連絡先	
6	その他（ ）	
変 更 年 月 日		年 月 日

(備考)

様式第4 (第6条関係)

扶桑町地域生活支援拠点等事業所廃止・休止・再開届出書

年 月 日

扶桑町長 様

申請者 所在地  
(設置者) 名称  
代表者

扶桑町地域生活支援拠点等整備事業実施要綱第6条の規定に基づき、次のとおり登録事業を廃止・休止・再開しましたので届け出ます。

廃止・休止・再開 する事業所	名称	
	所在地	
登録年月日	年 月 日	
廃止・休止・再開した年月日	年 月 日	
廃止・休止・再開した理由		
現に地域生活支援拠点等事業で 受け入れている者に対する措置		
休止予定期間	年 月 日から 年 月 日まで	

(備考)